

【事実の概要】

1. 1991年3月、ノルウェー公共道路管理庁 (Norwegian Public Roads Administration, 以下、N P R A) は、トロンハイム市の電気式無人料金徴収システムが同市の料金支払システムの統合化計画の一部を構成し、これに関連する契約がノルウェー会社であるマイクロデザイン社 (Micro Design A. S.) と締結されたことを宣言した。この契約は、3つの部分からなり、「研究開発サービス」と呼ばれる料金システムのデザインに関する部分、「原型」と呼ばれる料金徴収設備の各種部品の供給に関する部分およびその他付属部品の供給に関する部分を含んでいた。契約総額は、2,850万ノルウェー・クロノール (N O K) と見込まれ、このうち1,430万N O K、すなわち契約総額の50パーセントをわずかに超える金額が、上記の「研究開発サービス」部分に割り当てられていた。当該契約は、単一入札によりマイクロデザイン社に落札され、他社にはなんら入札通知がなされず、また入札申込も要請されなかった (paras. 2.1-2.2)。

2. 上記トロンハイム市の料金徴収システムの調達に関して、米国およびノルウェー間で政府調達協定 (以下、協定) 7条4項に基づく二国間協議が行われたが、相互に満足すべき解決が得られなかったため、米国は、1991年9月20日に政府調達委員会 (以下、委員会) に協定7条7項に従ってパネルの設置を要請した。パネルは、9月23日に開催された委員会の会合において設置され、委員会の議長は10月25日にパネルの構成と付託事項を委員会に通知した。パネルの報告書は、1992年4月6日に両紛争当事国に提出された (paras. 1.1-1.4)。

3. 両紛争当事国の主張は、およそ次のようであった。

米国は、以下の3点においてノルウェーが協定の下での義務に違反したと主張した。

(1) 本件調達における単一入札は、単一入札を許容する協定5条16項の、(e)を含むいかなる規定によっても正当化されない。米国はその理由として次の4点を指摘した。

(i) 協定5条16項(e)の規定は、その目的が研究開発である特定の契約の過程において、かつ当該契約の対象として開発された原型または最初の産品をその適用の対象としている。N P R Aによる本件調達は、研究開発の調達すなわち当該研究開発の成果の調達というより、むしろ実用的な (functioning) 料金徴収システムの調達すなわち産品の調達を主たる

目的とするものであり、当該契約の目的が研究開発でなければならないとする同規定の要件を充たしていない(para. 3. 9)。

(ii)本件調達、原型の購入のためのものではなく、むしろ複雑で洗練された最終製品の購入を目的としているが、協定5条16項(e)は最終製品の調達には適用されない。同規定の注釈が明らかにするように、「商業的採算を確立し又は研究開発の費用を回収するために量産すること」が含まれないからである(para. 3. 11)。

(iii)本件調達の対象である料金徴収システムは、既存の技術の利用により商業的かつ競争的に入手可能であり、調達条件を充たすために研究開発はとくに必要とされていなかった。この種の調達には、つねに何らかのソフトウェアおよびハードウェアのカスタマイゼーションの作業を伴うが、そのような日常的な作業は、これを研究開発として性格づけることはできない(para. 3. 14)。

(iv)本件調達において、NPRAは、マイクロデザイン社以外の他の可能な供給者を考慮する努力を怠り、とくに周知のかつ熱心な競争者であった米国会社のアムテック(Amtech)になんら接触しなかった。これにより、ノルウェーは、最大限に可能な範囲での競争を避けるためにまたは国内生産の保護の手段となるように単一入札を用いてはならないとする5条16項の前文に従っていない(para. 3. 20)。

(2)ノルウェーは、上記5条16項の前文に従っていないのと同様の理由で、他の締約国の産品および供給者が国内の産品および供給者に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられるべきであるとする協定2条1項の一般的義務に従っていない(para. 3. 25)。

(3)ノルウェーは、マイクロデザイン社に当該調達計画の仕様書を作成するに際して援助することを許容することにより協定4条4項に違反し、また、マイクロデザイン社の所有に係る設備を当該計画について特定することにより協定4条2項(a)に違反した(paras. 3. 27-3. 28)。

以上の点を理由として、米国は、パネルに、ノルウェーがトロンハイム市の料金徴収設備の調達行為において協定の下でのノルウェーの義務に違反したことを認定し、かつノルウェーがこの調達に関し自国の行為を協定に従わせるために必要な措置をとるように勧告すること、さらに、ノルウェーが当該契約について入札を希望しかつ熱心であったアムテックを含めて、本件調達における米国会社の失われた機会を考慮に入れた、相互に満足すべき解決を米国と交渉するよう勧告することを要請した(paras. 3. 2, 3. 33)。

これに対し、ノルウェーは、米国の上記3点の主張に対し、それぞれ次のように反論し

た。

(1)本件調達において、協定5条16項(e)の要件は以下の理由により完全に充たされている。

(i)本件契約は、トロンハイム市の新しい料金リングシステムを開発するための特定の研究開発契約である。協定5条16項(e)の規定は、契約の主たる目的が研究開発の成果の取得であることを要求しておらず、同規定が適用される研究開発契約は、当該契約の下で課された任務が研究開発の実施(conduct)であるということだけで十分である。さらに、調達機関は、研究開発の成果について所有権を取得するいかなる義務も負わない(para. 3. 10)。

(ii)本件調達の対象は、統合化されたかつ包括的な料金リングシステムの開発であるが、それは原型であり、商業的採算を確立しまたは研究開発の費用を回収するために量産することを含まない。また、それは、その性質上、実用試験を行うことが不可能であった(para. 3. 12)。

(iii)当該契約の下では相当の開発と若干の応用研究が要求されており、既存の商業的に入手可能な解決または技術のいかなるものも本件調達には適用可能ではなく、かつ周知の製品をカスタマイジングすることによっては獲得できないものであった(paras. 3. 16-3. 18)。

(iv)協定は、単一入札を行う前に何らかのプレマーケット勧誘を行うことを要件としていないし、また、周知の熱心な競争者を排除するような方法で単一入札を利用することを禁止していない。もし米国が主張するようにそうでないとすれば、5条16項の下での制度は、単一入札の制度というより通常の入札制度に近いものとなるであろう。NPR Aの見解によれば、ミクロデザイン社への当該研究開発契約の落札は、本件調達計画を実施するに当たってもっとも迅速で、コストエフェクティブな方法と考えられた(para. 3. 22)。

(2)ノルウェーは、協定5条16項(e)の前文の要件を充たしているのと同様の理由で、協定2条1項にも従っている(para. 3. 26)。

(3)本件調達は、一般的な実用的要件に基づき技術仕様に基づくものではないので、4条2項は適用されない。さらに、調達機関はミクロデザイン社から広範なアイデアの提供を受けたが、これらは技術仕様の準備に関する助言ではないので、ノルウェーは4条4項に違反していない(paras. 3. 29, 3. 32)。

それ故ノルウェーは、パネルに、米国の申立てを却下し、ノルウェーが本件の原型の調

達行為において協定の下でのノルウェーの義務に違反していないことを認定し、また、パネルがノルウェーは本件調達においてアムテックを含めて米国会社の失われた機会を考慮に入れた、相互に満足すべき解決を米国と交渉するよう勧告すべきとする、米国の要請を却下するよう要請した(paras. 3.4, 3.36)。

【報告要旨】

1. 協定5条16項(e)の適用について

協定5条16項(e)の文言に含まれる要件を本件調達が満たしているかどうかについて、パネルに提起された問題は、「当該契約の下でN P R Aが研究または独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ当該契約の対象としてその要請により開発された原型を調達したかどうか」ということである(para. 4.7)。その際、紛争当事国間に解釈上の争いがある「研究または独自の開発に係る契約」という文言は、調達機関の観点から解釈されなければならない。すなわち、関連する問題は、調達機関が何を調達しているのかということであり、調達される物またはサービスを供給するために供給者によって行われなければならない作業の性質ではない。協定が扱い、かつ調達機関が購入に関心を有するのは、供給者の生産物(output)であって、そのような生産物を生産するために必要な生産要素の投入(input)ではない。研究開発が調達される製品の生産に対する投入を構成し、それ自体調達の目的ではない場合には、同様の論理が適用されねばならない。パネルは、「研究または独自の開発に係る契約」という文言が調達機関による研究または独自の開発の成果、すなわち知識の調達を目的とする契約を指すものとして理解しなければならないと結論する(para. 4.8)。

しかし、パネルは、これによって研究または独自の開発の成果が必然的にもっぱら抽象的な形式、たとえば科学的な論文として調達されなければならないということを示唆しようとするものではない。その成果は、少なくとも部分的には原型または最初の製品の形式で調達されることが可能であり、その場合、調達機関は研究開発の成果をより実際的な方法で知ることができ、かつその有効性の試験を行うことができるであろう。したがって、5条16項(e)の要件を満たすために原型または最初の製品は、「研究または独自の開発に係る特定の契約の過程において、かつ当該契約の対象として」開発されなければならないが、パネルの見解によれば、このことは、ある製品が原型とみなされるために、その主要な目的が、調達機関が当該研究開発契約の下で調達している知識の実用試験およびさら

なる開発(furthering)でなければならないということを意味する(para. 4. 9)。

以上のことから、協定5条16項(e)が適用されるためには、ノルウェーは、とくに(i) NPRAが当該契約を締結する際にマイクロデザイン社から研究または独自の開発の成果を調達することを主たる目的としていたこと、および(ii)当該契約の下でマイクロデザイン社から調達される設備の主たる目的が、当該研究または独自の開発を通じて得られる知識の実用試験を行い、かつさらなる改善の手続を提供することであったことを証明しなければならない。パネルの見解においては、ノルウェーはこれらいずれの点についても証明を行っていない(para. 4. 10)。ノルウェーがパネルに提供したすべての情報によれば、NPRAとマイクロデザイン社の間の契約の主たる目的は、実用可能な料金リングシステムのための料金徴収設備の調達であった。また、ノルウェーは、NPRAがトロンハイム市において開発されたモデルに基づき、さらに料金リングシステムを調達する計画を有していることを主張しなかった。それゆえ、パネルは、ノルウェーは当該契約の主たる目的が料金徴収設備の調達ではなく、むしろ研究開発成果の調達であったということを証明していないと認定する(para. 4. 11)。上述の理由から、パネルは、NPRAによる本件契約の単一入札は協定5条16項(e)の要件を充たしておらず、同規定によっては正当化されないと認定したので、ノルウェーが当該調達行為において協定の下での自国の義務に従っていないと結論する(para. 4. 14)。

2. 協定2条1項の適用について

パネルは、ノルウェーが本件調達をノルウェー会社に単一入札によって落札したのは不当であると認定したので、ノルウェーは他の締約国の供給者に国内供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを要求する協定2条1項の義務に従っていないと認定する(para. 4. 15)。

3. 協定4条の適用について

単一入札は競争を排除し、かつパネルはすでに本件契約は単一入札されるべきではなかったと認定したから、パネルは4条に関する認定を行わない(para. 4. 16)。

4. 米国がパネルに要請した勧告の内容について

米国は、ノルウェーが本件調達に関し自国の行為を協定に従わせるために必要な措置を

とるようパネルが勧告することを要請したが、そのような措置としてパネルの審理中に言及されたものは、当該契約を無効化し、調達手続をやり直すことであった。パネルは、そのような措置を勧告することが適切であるとは考えない。この種の勧告は、G A T T システムの下での紛争解決における慣行の中には入らず、協定の起草者は、そのような勧告が標準的な付託事項の下でパネルに割り当てられる任務の範囲内にあるという明示的な規定を設けなかった。さらに、パネルは、本件においてそのような勧告が不均衡であり、資源の浪費を招き、第3の当事者の利益を場合によっては害する可能性があると考える(para. 4. 17)。

米国はさらに、ノルウェーがアムテックを含む米国会社の調達における失われた機会を考慮に入れた相互に満足すべき解決を米国と交渉すること、およびその交渉が相互に満足すべき結果をもたらさない場合に、政府調達委員会が米国に対し本件トロンハイム調達と同価値の入札機会に関してノルウェーから協定上の利益を撤回することを許可する用意をすべきことをパネルが勧告するよう要請した(para. 4. 18)。しかし、G A T T の下では、パネルが一般協定との整合性に関して認定を行い、かつ一般協定と反すると認定されたいかなる措置も当該勧告が採択された時点から停止されまたは整合的なものとされるよう勧告することが慣習である。また、補償の提供は、当該措置の即時の撤回が非実際的である場合にのみ、かつ一般協定に反する当該措置の撤回がなされるまでの間の一時的な措置として援用されてきた。さらに、補償または利益の撤回に関する問題は、パネル報告の採択に続く紛争処理手続の段階で扱われてきた(para. 4. 21)。本件の問題に関して、少なくとも委員会からの特別の付託事項が存在しない場合に、一般協定の下での慣習的な実行とは異なる実行をパネルが採択するためのいかなる基礎も協定中に見いだすことができない(para. 4. 25)。したがって、パネルは、米国が要請するような勧告を行うことが適切であるとは考えない。しかしながら、パネルは、米国が本件の問題を委員会においてさらに追求することまたは本協定およびG A T T の他の協定の規定に整合的であることを条件として相互に満足すべき解決をノルウェーと交渉することを妨げるものは何もないことを認める(para. 4. 26)。

5. 結論

ノルウェーは、トロンハイム市の料金徴収設備の調達行為においてこの調達の単一入札は5条16項(e)の下でまたは協定の他の規定の下で正当化されえないという点で、協定

の下での自国の義務に従わなかった(para. 5. 1)。パネルは、委員会がノルウェーに協定のノルウェーの付属書に掲げられる機関が上記の認定に従って政府調達を行うことを確保するのに必要な措置をとるよう要請することを勧告する(para. 5. 2)。

【解説】

1. 本件調達に協定が適用される範囲

協定1条1項は、協定の適用範囲を基本的に次のように定める。(i)この協定の適用を受ける機関による購入または借入れの方法を通じて行う製品の調達で、かつ(ii)13万SDR（特別引出権）以上の価額の調達であること、(iii)調達には、製品の供給に付随するサービス（役務）の価額が当該製品の価額を超えない場合の当該サービスの調達を含むが、サービスの調達に関する契約に基づく調達を含まない。さらに協定5条16項は、(e)において「調査、実験、研究又は独自の開発に関わる特定の契約」の過程で、かつ当該契約の対象として、調達機関の要請により開発された「原型又は最初の製品」を当該調達機関が調達する場合には、公開入札および選択入札の手続きを適用する必要がなく、単一入札の手続きを適用できると規定する。

本件調達が協定の適用を受ける機関による調達であること、および13万SDR以上の価額の調達契約であることについて当事者間に争いはない⁽¹⁾。当事者間の主要な争点は、本件調達契約の目的が製品の調達であるのか研究開発の調達であるのかという点であった。両当事者にとってこの争点がきわめて重大であったのは、一般的に調達契約が、製品の調達を目的とするものである場合には上述の1条1項に基づき全面的に協定の適用範囲に入ることになるのに対して、研究開発の調達である場合には原則的に協定の適用範囲には入らず、協定5条16項(e)の要件が満たされる場合にのみ例外的に協定の適用範囲に入る、という共通の理解が存在したからである⁽²⁾。しかし、調達契約が研究開発を目的とする場合に何故原則的に協定の適用範囲に入らないとされるのかについては、本件パネルは、当事者の理解とは異なる新たな判断を示し、この点が本件に注目すべき意義を与えることとなったように思われる。

すなわち、本件の当事者（少なくともノルウェー）は、研究開発契約は必ずしも研究開発の成果の取得を目的とせず、研究開発の実施(conduct)を目的とすれば十分であり、したがって、この種の契約はサービスの調達に関する契約であり、当該サービスの供給に付随する製品の価額が当該サービスの価額を超えない限り、1条1項により協定の適用範囲

には原則的に入らないと理解していた。実際、本件調達契約を、ノルウェーが「研究開発サービス」とそれ以外の部分に分割し、契約総額の50パーセントをわずかに超える価額をこの「研究開発サービス」部分に割り当てていたという事実は、ノルウェーのそのような理解を例証するものである⁽³⁾。ところが、本件パネルは、研究開発契約を「研究または独自の開発の成果、すなわち知識の調達を目的とする契約」を指すものとして理解しなければならないという注目すべき判断を示した⁽⁴⁾。言い換えれば、研究開発契約は、何らかの知的財産権を調達の目的とするものであり、サービスの調達を目的とするものではないとしたのである。したがって、パネルの論理によれば、研究開発契約が原則的に協定の適用範囲に入らないとされる理由は、この種の契約が知的財産権の調達を目的としており、製品の調達を目的とするものではないからであるということになるであろう。研究開発契約をサービス契約として理解し、それ故協定の適用範囲に入らないとする当事者の理解は否定されたことになる。

しかし、研究開発契約についてのパネルの理解が適切であるかどうかについては疑問なしとしない。研究開発契約が常に研究開発の成果を調達の目的としているとは必ずしもいえないように思われるからである。場合によっては研究開発がなんらの成果ももたらさずに終わるということも起こり得るであろうし、研究開発それ自体の実施(conduct)またはサービスが調達の対象とされるような研究開発契約の存在も十分に予想されるであろう。本件パネルのように研究開発契約を研究開発の成果の調達を目的とする契約にことさらに限定することは、結果的にこの種の契約をサービス契約のカテゴリーから除外するという重大な効果を生じさせる点で、その必要性が十分に説明されなければならないようにも思われるが、パネルはこの点については何も述べていない⁽⁵⁾。

ところで、研究開発契約がサービス契約であるにしろ、知的財産権の調達契約であるにしろ、いずれにしても協定の適用範囲には原則として入らないという理解は、以上に述べた論理から当事者もパネルも一致して認めるところであろう。しかし、上記5条16項(e)により、同規定の要件を満たす限りで、研究開発契約は例外的に協定の適用範囲に入ることになる。しかも、その場合、協定は、研究開発契約にともなう「原型又は最初の産品」の調達には、通常の公開入札および選択入札の手続きを適用する必要はなく、単一入札の手続きを利用し得るというかたちで規制を行うにすぎない。かくして、本件の主要な争点は、上述のように、本件調達契約が製品の調達を目的とし、したがって1条1項により協定が全面的に適用されるような契約であるのか、または、研究開発契約として5条1

6 項(e)の要件を満たす限りで、かつ同規定に定められた範囲で協定の適用範囲に入るのか、ということであった。

2. 協定 5 条 1 6 項(e)の解釈

パネルは、上述の争点について、本件調達契約が協定 5 条 1 6 項(e)の適用対象となる「研究又は独自の開発に係る契約」に該当するかどうか、また、本件の調達対象が同規定の下での「原型」であるのか否かを検討した。パネルは、この検討に際して、上述のように研究開発契約や「原型」の意味を明らかにし、同時に協定 5 条 1 6 項(e)の規定の性質、援用要件および立証責任を明確化した。

まず、研究開発契約の意味については、上述のように、当該契約の主たる目的が単なる研究開発の実施(conduct)では不十分であり、研究開発の成果の調達でなければならないとした。このようなパネルの理解には必ずしもにわかに賛成しがたいことをすでに述べたが、パネルは、このような理解を前提にして、たとえば研究開発が調達される製品の生産に対する投入を構成し、それ自体調達の目的ではない場合には、そのような調達契約が協定の下での研究開発契約の概念には含まれないことを指摘した⁽⁶⁾。さらに、このような解釈は、製品の調達に伴い調達条件を充たすために新たな研究開発が必要とされる場合でも、それが協定の下での研究開発契約の概念に入らないことを示唆する。本件調達契約についても紛争当事国間では調達条件を充たすための研究開発の必要性の有無が争われたが、パネルはこの点について判断する必要性を認めなかった⁽⁷⁾。パネルはまた、当該調達契約の主たる目的が研究開発成果の調達であるかどうかを判断するにあたっては、調達機関が研究開発成果について所有権を取得したかどうかの一つの判断基準になるにしても、必ずしもそれが決定的ではないことを明らかにした。パネルは、調達機関が研究開発成果に対して排他的な権利を取得するかどうかは重要ではないと述べている⁽⁸⁾。すなわち、この点は、研究開発の成果である知的財産権について、その使用または実施権が取得されれば十分であることを示唆するものであろう。

次に 5 条 1 6 項(e)の下での「原型」の意味について、パネルは、ある製品が原型とみなされるためには、その主要な目的が、当該研究開発契約の下で調達される知識の実用試験およびさらなる開発(furthering)でなければならないことを明らかにした⁽⁹⁾。パネルは、しかし、当該調達の主たる目的が研究開発であることを条件として、原型がそのまま実用的な利用に付されることがあっても、その事実だけで 5 条 1 6 項(e)の援用が不可能

となるわけではないことを指摘し、やや柔軟な解釈も示している⁽¹⁰⁾。

さらに、パネルは、協定5条16項(e)の規定の性質について、この5条16項全体が協定の中で公開入札または選択入札を要求する基本原則からの逸脱を許容する例外規定とみなされるべきであるとする見解に同意した。したがって、同規定中の(e)もその適用範囲は狭く解釈されるべきであり、この規定を援用しようとする締約国に自国の行為がこの規定に合致していることの立証責任が負わせられることを明らかにした⁽¹¹⁾。

結局、パネルは、以上のような解釈から、5条16項(e)の援用要件を次のように定式化した。すなわち、この規定を援用しようとする締約国は、(i)当該契約が研究開発の成果を調達することを主たる目的としていること、および(ii)当該契約の下で調達される産品の主たる目的が、当該研究開発を通じて得られる知識の実用試験を行い、かつさらなる改善の手段を提供することであること、のいずれをも証明しなければならない。

本来、産品の調達を目的とする契約が、なんらかの理由づけによって研究開発契約とされ、5条16項(e)が容易に援用可能とされることになれば、協定の一般的適用を免れることが可能になることから、5条16項(e)の規定は厳格に解釈されなければならない。このような意味で、本件パネルが同規定の例外的性質、援用要件および挙証責任を明確化し、濫用を防止することに貢献した意義は少なくないといえよう。

3. パネルによる実効的救済の可能性

一般協定の下での紛争処理手続においては、パネルが、定式化された付託事項に基づき一般協定との整合性について認定を行い、一般協定と反する措置をとっていると認定した締約国に対して締約国団が一般協定との整合性を確保することを要請するよう勧告するというのが慣行化している⁽¹²⁾。本件では、米国が、必ずしも明確ではないが、GATTの下で慣行化しているこのような勧告の内容が政府調達協定の脈絡においては不十分であるとして、より実効的な救済を内容とする勧告をパネルに要求した。しかしながら、パネルは、まず政府調達協定に反する調達契約を無効化し、調達手続をやり直させるといった原状回復措置を求めることは不適切であること、本件紛争の解決方法としては補償が考えられるが、補償の問題や制裁措置としての利益の撤回の問題は、GATTではこれまでパネル報告の採択後の手続段階の問題として扱われてきたこと、および紛争当事国は自由に相互に満足すべき解決を交渉することが可能であることを指摘して、本件パネルがGATTの従来慣行から逸脱する特別の理由は存在しないという判断を示した⁽¹³⁾。

本件パネルが踏襲したG A T Tの慣行は、具体的な紛争解決方法について原状回復など特定の救済措置の方法をパネルが勧告することによって紛争当事国の政治的選択の幅を狭めるのではなく、むしろより自由な紛争解決方法の選択の機会を与えることにより紛争当事国の自主的でかつ友好的な紛争解決を促すという長所を持つものである。しかし、この慣行は、これまで往々にして、過去の違反行為に対する救済としては不十分であり、単に継続する違反行為を停止させるかまたは将来における違反行為の再発を抑制するという効果をもつにとどまるものであった⁽¹⁴⁾。本件において、米国は、ノルウェーによる過去の違反行為によって被った損害についてパネルによる何らかの実効的救済の勧告を求めたのであり、パネルが従来のG A T Tの慣行を踏み越えるべきことを要請したものといえよう。パネルは、補償や制裁措置としての利益の撤回などの救済措置は、パネル報告採択後の手続き段階で扱われるべき問題としたが、協定において予定されている最終的な救済措置としての違反国に対する利益の撤回⁽¹⁵⁾は、やはり将来へ向けての救済措置であって、過去の損害に対する救済ではないという点にも注意すべきである。最近のG A T Tの紛争解決パネルの中には、違法に徴収されたアンチダンピング関税の払い戻しを勧告するものもあり⁽¹⁶⁾、これらは過去の違反行為に対する実効的救済を勧告するものと見ることができる。したがって、本件においても過去の損害に対する救済の必要性が認められる場合には、パネルは、従来の慣行にとらわれず何らかの実効的救済を勧告するという可能性も考慮すべきであったと思われる。

ところで、政府調達協定を含めてG A T Tの諸協定の違反が特定の私人の利益をも侵害する場合には、これらのG A T T諸協定が各締約国において一般的には直接適用可能性を認められていないことから、このような私人も実効的な救済を獲得する途を閉ざされている。たとえば、本件のように政府調達協定の脈絡では、協定違反の調達手続により入札の機会を失った企業は一定の不利益を被ることになるが、このような企業が直接補償を受ける法的根拠は少なくとも現行の政府調達協定中には存在しない。上述のように紛争当事国間で補償交渉がなされ、仮に合意が成立したとしても、このような補償はあくまで政府間レベルのもので、私人にとっては無関係である。本件は、このような意味で協定には私人に対する実効的な救済の制度的枠組みが欠如していることを例証するものであったといえる。

しかし、この問題は東京ラウンドにおける協定成立時にすでに指摘されており⁽¹⁷⁾、また、ウルグアイラウンド交渉と同時に進行している政府調達協定の改訂交渉においても、

交渉の非公式作業グループがこの問題の解決のために新たに次のような手続を導入することを提案しているのが注目されよう。すなわち、それによれば、調達機関が協定の規定を尊重していないと考える供給者は、当該調達決定の不服申し立てを当該調達機関の所属国の審査機関に行うことができるとするものである⁽¹⁸⁾。実効的な救済措置としてはいまだ十分なものではないが、私人が政府調達協定を根拠として不服申し立てを行うことが可能になるという意味で、政府調達協定に各締約国国内における実質的な直接適用可能性を認めるものとして評価することが可能であろう。

4. その後の状況

本件パネル報告は、その後1992年5月に委員会に提出された。米国はパネル報告を歓迎し、即時の採択を主張した。ノルウェーは、自国の調達機関がトロンハイム料金リング計画の処理において誠実に行動したと述べ、これらの機関が協定上のノルウェーの義務に従っているとの確信を表明したが、パネル報告の採択には反対しなかった。結局、委員会はパネル報告を採択した⁽¹⁹⁾（米国・ノルウェー間で、最終的にどのような解決が合意されたかは不明。）

〈注〉

(1) GPR. DS2/R, para. 4. 3, 28 April 1992.

(2) Id., paras. 3. 6-3. 7. 米国が製品の調達を目的とする契約と研究開発を目的とする契約を区別し、本件が前者であることを主張しているのは、このような理解を前提にしているものと思われる。

(3) Id., para. 2. 2. なお、本件の直前に判断が示された「米国一音波探知システムの調達」(GPR. DS1/R, 23 April 1992)のパネル報告（未採択）は、協定1条1項(a)の解釈において、サービスの調達に関する契約であっても、当該サービスの供給に付随する製品の供給については、あくまで協定の適用範囲に入るとする注目すべき判断を下している。調達されるサービスと製品の価額の割合を操作して協定の適用を免れる行為を防止しようとする必要性がその理由の一つとされている。See GPR. DS1/R, paras. 4. 19-4. 21. 本件ノルウェーの契約も、一見してそのような操作行為の存在を伺わせる。

(4) Id., para. 4. 8.

(5) 「研究又は独自の開発」に言及する協定5条16項(e)の文言の中で、並列的に言

及されている「調査」や「実験」に関する契約については、調査や実験の成果というよりサービスとしての調査や実験それ自体が調達目的とされる場合も多いと考えられることから、研究開発契約についてのパネルの限定的な理解が「調査」や「実験」にもそのまま適用されるとすれば、なおさら疑問となるであろう。

- (6) GPR. DS2/R, para. 4. 8.
- (7) Id., para. 4. 12.
- (8) Id., para. 4. 13.
- (9) Id., para. 4. 9.
- (10) Id., para. 4. 12.
- (11) Id., para. 4. 5.
- (12) 通報、協議、紛争解決及び監視に関する了解事項、1979年11月28日採択、L/4907, BISD 26s/210ff(1980).
- (13) GPR. DS2/R, paras. 4. 17-4. 25.
- (14) See Petros C. Mavroidis, Government Procurement Agreement, The Trondheim case: the remedies issue, 48-I Aussenwirtschaft 77, at 84, 90-91(1993).
- (15) 政府調達協定7条14項。
- (16) たとえば、最近の例として、United States-Antidumping duties on gray Portland cement and cement clinker from Mexico, GATT, ADP/82が挙げられる。See Petros C. Mavroidis, *supra* note (14), at 93 and n.46.
- (17) See David V. Anthony & Carol K. Hagerty, Cautious Optimism as a Guide to Foreign Government Procurement, 11 Law and Policy in International Business 1301, 1329(1979).
- (18) GATT FOCUS, No.102, at 6(October 1993).
- (19) GATT ACTIVITIES 1992, at 38-39(1993).

【参考文献】

脚注に掲げたものを参照。

(平 覚)